

# 審 議 事 項

平成 2 3 年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

1	【花き部】	1
2	【食肉部】	3
3	【水産物部・青果部】	5

(参考)

1	「平成 2 3 年における臨時休開市日の設定について」	7
	[ 青果部・水産物部 ] 全国中央卸売市場協会	
2	東京都中央卸売市場条例 ( 抜粋 )	8

## 平成23年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について（案）

平成23年における臨時休業日及び臨時開場日の設定については、生鮮食料品等の円滑な流通を担う市場としての機能を損なわないように配慮して、次のように設定する。

### 【花き部】

#### 第1 設定の考え方

##### 1 臨時休業日

臨時休業日は、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定する。

##### 2 臨時開場日

花き部の取引は、年間を通して、切花が月・水・金、鉢物が火・木・土の各曜日に行われている。このため、国民の祝日を臨時開場日とするほか、松・千両の取引日として、12月の日曜日に開場日を設定する。

#### 第2 平成23年の実施日

##### 1 臨時休業日

- ・全市場共通( 2日) 8月13日(土)、12月30日(金)
- ・北足立市場( 2日) 2月19日(土)、8月11日(木)
- ・大田市場 ( 1日) 2月19日(土)
- ・板橋市場 (51日) 毎週木曜日(12月29日を除く)、2月19日(土)、8月16日(火)
- ・葛西市場 ( 9日) 1月27日(木)、2月の毎週木曜日、8月4日(木)、8月16日(火)、8月25日(木)、9月22日(木)

##### 2 臨時開場日

- ・全市場共通( 14日)  
1月10日(月)、2月11日(金)、3月21日(月)、4月29日(金)、5月3日(火)、5月4日(水)、7月18日(月)、9月19日(月)、9月23日(金)、10月10日(月)、11月23日(水)、12月11日(日)、12月18日(日)、12月23日(金)  
(注)臨時開場日のうち、12月11日(日)は「松市」、12月18日(日)は「千両市」とする。
- ・北足立市場( 2日) 5月5日(木)、11月3日(木)
- ・大田市場 ( 3日) 1月3日(月)、5月5日(木)、11月3日(木)
- ・葛西市場 ( 3日) 1月3日(月)、5月5日(木)、11月3日(木)
- ・世田谷市場( 3日) 1月3日(月)、5月5日(木)、11月3日(木)

# 平成23年臨時休開市日【花き部】(案)

営業日数 307 日

1月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

凡・例：  
 は条例上の休業日 (70日)  
 は臨時休業日 (2日)  
 は臨時開場日 (14日)

その他各市場臨時休業日

北足立市場: 2月19日、8月11日

大田市場: 2月19日

板橋市場: 毎週木曜日(12月29日除く)、2月19日、8月16日

葛西市場: 1月27日、2月の毎週木曜日、8月4日、8月16日、8月25日、9月22日

その他各市場臨時開場日

大田、葛西、世田谷: 1月3日

北足立、大田、葛西、世田谷: 5月5日

北足立、大田、葛西、世田谷: 11月3日

## 【食肉部】

### 第1 設定の考え方

#### 1 臨時休業日

臨時休業日は、4週8休型を基本に、4月の祝日等による3連休の回避、及び、需要の増加する12月を除き、原則として毎週土曜日に設定する。

また、8月に夏休みを設定する。

#### 2 臨時開場日

臨時開場日は、12月における需要増への対応のために設定する。

### 第2 平成23年の実施日

#### 1 臨時休業日（47日）

毎週土曜日とする。ただし、4月30日並びに12月の各土曜日を除く。

夏休みは8月12日（金）とする。

#### 2 臨時開場日（2日）

12月23日（金）、12月29日（木）とする。

# 平成23年臨時休開市日【食肉部】(案)

営業日数 248 日

1月 (18日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						


8月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			


9月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	


10月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

凡・例：  は条例上の休業日 (72日)

 は臨時休業日 (47日)

 は臨時開場日 (2日)

※8月11日のと畜場は臨時休業日

## 【水産物部・青果部】

### 第1 設定の考え方

#### 1 臨時休業日

(1) 4週6休型を基本に、原則として毎月第2番目・第4番目の水曜日に設定する。

(2) 8月に夏休みを3日設定する。(8月15日、8月16日、8月17日)

これに伴い、第2水曜日である8月10日は休業しない。

(3) 4週8休型の市場の休業の試行として、3月と6月については第1週及び第3週について水曜日を臨時休業日とする。(3月2日、3月16日、6月1日、6月15日)

第5週については月末需要に対応するため開場日とし、代替として7月6日を臨時休業日とする。また、青果部については1月19日も臨時休業日とする。

#### 2 臨時開場日

5月の祝日等による3連休を回避するため、5月5日を臨時開場日とする。

また、年末の需要増に対応するため12月25日を臨時開場日とする。

### 第2 平成23年の実施日

#### 1 臨時休業日

##### ・共通(24日)

1月26日(水)、2月23日(水)、3月2日(水)、3月9日(水)、3月16日(水)

4月13日(水)、5月11日(水)、5月25日(水)、6月1日(水)、6月8日(水)

6月15日(水)、6月22日(水)、7月6日(水)、7月13日(水)、7月27日(水)

8月15日(月)、8月16日(火)、8月17日(水)、8月24日(水)、9月14日(水)

9月28日(水)、10月26日(水)、11月9日(水)、12月14日(水)

##### ・青果部(1日)

1月19日(水)

#### 2 臨時開場日(2日)

5月5日(木)、12月25日(日)

# 平成23年臨時休開市日【水産物部・青果部】(案)

営業日数 273 日 (青果部 272日)

1月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

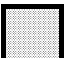
8月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			


9月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	


10月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

凡・例：  は条例上の休業日 (70日)

 は臨時休業日 (24日) (青果部 25日)  
★は青果部のみ臨時休業日

 は臨時開場日 (2日)

# 平成23年における臨時休開市日の設定について

[ 青果部・水産物部 ]

全国中央卸売市場協会

平成23年における中央卸売市場の臨時休開市日の設定については、これまでの経緯や市場を取り巻く環境の変化、市場関係団体からの要請、地域の実情等を考慮し、下記方針に基づき各開設者において具体的に設定する。

## 設定方針

### 1 臨時休業日の形態と曜日

臨時休業日は、4週6休型を基本とし、水曜日に設定する。ただし、市場関係者及び市場利用者に事業にできるだけ支障をきたさない範囲で臨時休業日の試行を行なうことができる。

### 2 利用者にわかりやすい臨時休業日の設定

利用者にわかりやすい内容とするため、臨時休業日は、原則として第2番目及び第4番目の水曜日に設定する。

### 3 週3回の休業日の回避

臨時休業日の設定により週3回以上の休業日となる場合は、原則としてこれを回避する。なお、他の週への振り替え等については、各地域の事情を配慮することができる。

### 4 祝祭日と重なった場合の取扱い

第2番目及び第4番目の水曜日が祝祭日と重なった場合、臨時休業日の設定を前後の週に振り替えない。

### 5 3連休の回避

生鮮食料品等の商品特性を考慮し、かつ、安定的供給という社会的使命を果たす観点から、年末年始及び8月の日盆を除きできるだけ3連休は回避する。

### 6 青果部と水産物部の臨時休開市日の統一

青果部、水産物部を併せもつ市場にあっては、総合市場の機能を低下させないため、臨時休開市日はできるだけ統一する。

### 7 臨時休開市日の全国統一

臨時休開市日は、できるだけ全国的に統一して実施できるよう努力する。ただし、地域の実情に応じた対応もできるものとする。

### 8 臨時休業日の設定に伴う施設整備等の対応

臨時休業日の設定に伴い、品質保持等の施設整備、取引方法のあり方、休業日における小売支援のための連携方法等について市場関係者と協議・調整を行い、卸売市場の機能を発揮するよう努めるものとする。

### 9 臨時休開市日の周知徹底

決定された臨時休開市日については、市場関係者等に周知徹底を図り、万全を期するものとする。



## 東京都中央卸売市場条例（抜粋）

### （開場の期日及び時間）

第6条 東京都中央卸売市場は、第7条に掲げる市場休業日を除き、毎日開場し、開場の時間は、市場ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

食肉市場以外の市場 午前零時から午後12時まで  
食肉市場 午前5時から午後5時まで

2 卸売業者の行なう卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場時間の範囲内で知事が別に定める。

### （市場休業日）

第7条 東京都中央卸売市場の休業日は、市場ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、12月29日から翌年の1月4日までの期間を除き、休業日が連続して3日以上にわたるとき、又は週のうち、休業日が4日以上となるときは、そのうち知事の定める日を休業日としないことができる。

#### 食肉市場以外の市場

日曜日（ただし、1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月31日から翌年の1月4日まで

#### 食肉市場

日曜日（ただし、1月5日を除く。）、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年の1月4日まで

2 知事は、前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することができる。